別表七の二付表一　連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

連結欠損金当期控除額の計算

控除前連結所得金額（別表四の二「49の①」）	1	円	連結所得金額控除限度額 (1)×80又は100/100	2	円

発生連結事業年度	控除未済連結欠損金額（別表七の二「1」）	特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額（別表七の二「2」）	特定連結欠損金当期控除額の計算 当期控除額（当該発生連結事業年度の(12)と((2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額)のうち少ない金額）	非特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち非特定連結欠損金に係る控除未済額 (3)－(4)	当期控除額（当該発生連結事業年度の(6)と((2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額－当該発生連結事業年度の(5))のうち少ない金額）	連結欠損金当期控除額 (5)＋(7)
	3	4	5	6	7	8
・　・	円	円	円	円	円	円
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						

連結欠損金個別帰属額の計算

連結法人名

発生連結事業年度	控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の(20)又は(28)）又は別表七の二付表二「21」）	特定連結欠損金個別帰属額の計算 (9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（前期の(14)）又は別表七の二付表二「21の内書」）	調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の(10)と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の(19)の合計額）のうち少ない金額）	各連結法人の調整前当期控除額の合計額（各連結法人の(11)の合計額）	特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (5)×(11)/(12)	特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (10)－(13)
	9	10	11	12	13	14
・　・	円	円	円	円	円	
・　・						円
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
計						

発生連結事業年度	非特定連結欠損金個別帰属額の計算 (9)のうち非特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 (9)－(10)	各連結法人の非特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額の合計額（各連結法人の(15)の合計額）	非特定連結欠損金の当期控除額の個別帰属額 (7)×(15)/(16)	非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (15)－(17)	連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (13)＋(17)	連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (14)＋(18)
	15	16	17	18	19	20
・　・	円	円	円		円	
・　・				円		円
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
計						

連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算

連結欠損金（別表四の二「52の①」）	21	円	繰戻し還付	連結欠損金の繰戻し額（別表七の二「3の当期分」）	25	円
個別欠損金額（別表四の二付表「52の①」）	22			各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額（各連結法人の(24)の合計額）	26	
各連結法人の個別欠損金額の合計額（各連結法人の(22)の合計額）	23			連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額 (25)×(24)/(26)	27	
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 (21)×(22)/(23)	24		連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の翌期繰越額 (24)－(27)		28	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表七の二の記載要領第1号中「又は」を「、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第2条の規定による改正前の法人税法第81条の9（第4項を除く。）（連結欠損金の繰越し）又は」に改める。

別表七の二付表一の表を次のように改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可